

最近実施した主な施策について

平成 28 年 3 月 18 日
商務流通保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

平成 27 年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は以下のとおり。

1. 法令、省令改正等

- (1) 火薬類製造に係る技術基準の特則対象項目の拡大について（省令改正：平成 27 年 7 月 6 日）

定置式製造施設については、保安を確保するため、施設の位置、構造や製造方法について技術基準を定めているが、経済産業大臣が土地の状況等により危険のおそれがないと認めたものに限り特例として技術基準の特則を認めている。近年の新技术を用いた設備や製造方法等を用いることができるよう特則を認める技術基準の項目を拡大する改正を行った。

- (2) 実包火薬庫の基準の制定（省令改正：平成 27 年 7 月 6 日）

最大貯蔵量が実包及び空包で 10 万個以下の実包火薬庫については、壁の厚みが 20 cm 以上の鉄筋コンクリート製であることなど一定の条件を満たせば、保安距離の確保（規則第 23 条）、避雷装置の設置（規則第 24 条第 12 号）、空地等の設置（規則第 24 条第 14 号）を適用除外とする改正を行った。

- (3) 避雷装置の位置、型式、材質等を定める告示（告示改正：平成 27 年 7 月 6 日）

日本工業規格 A 4 2 0 1（2003）「建築物等の雷保護」に規定する外部雷保護システムに適合する場合を認める改正を行った。

- (4) 指定都市への権限移譲

平成 27 年 6 月 19 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 5 次地方分権一括法）が成立し、火薬類取締法の知事権限の指定都市への事務・権限の移譲については、検査機関の指

定事務及び試験・免状交付事務を除いて移譲することとした。移譲の時期は平成29年4月1日。今後、政省令の改正を実施する予定。

2. 火薬小委員会、ワーキンググループ（WG）等の活動状況

(1) 特則検討WG

○第4回（平成27年12月25日開催）

- ・火薬類製造施設の保安間隔の短縮等に係る特則承認について

○第5回（平成28年3月4日開催）

- ・火薬類製造施設の保安距離の短縮等に係る特則承認について

(2) 火工品検討WG

○第4回（平成28年3月4日開催）

- ・適用除外火工品審査実施要領の試験の一部免除の考え方について
- ・海外の試験方法及び評価基準の適用除外火工品審査実施要領の試験方法等への代替について

(3) 産業火薬保安WG、煙火保安WG

○第2回（平成27年4月30日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて

○第3回（平成27年5月27日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて（討議）

○第4回（平成27年11月4日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて

○第5回（平成27年11月18日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて

(4) 火薬小委員会

○第5回（平成27年6月19日開催）

- ・産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について
- ・自主保安の高度化の支援等について
- ・火薬類の技術基準等の見直しについて（中間整理）（案）

○第6回（平成28年1月22日開催）

- ・産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について
- ・平成28年度以降の技術基準等の見直しについて（案）